加賀百万石回遊ルート夏のイベント開催事業業務委託仕様書

1 事業概要

鼠多門・鼠多門橋の完成により、長町武家屋敷跡から尾山神社、金沢城・兼六園、そして本多の森公園へ続く新しい観光ルート「加賀百万石回遊ルート」が誕生した。令和3年度も引き続き加賀百万石回遊ルートのシンボルである金沢城公園の夜の魅力を創出するため、金沢城・兼六園四季物語に合わせ、特別演出のイベントを開催する。

- (1) 実施期間:令和3年8月13日(金)~8月15日(日)
- (2) 実施時間:日没後~21:00

上記時間を基本とするが、加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会(以下、当実行委員会という。)と金沢城・兼六園事務所(以下、施設管理者とする。)が協議の上、決定する。

(3) 開催場所:金沢城公園 二の丸広場 詳細の開催場所は当実行委員会と施設管理者が協議の上、決定する。

2 履行期間

契約締結日~令和3年8月16日(月)

3 委託業務の内容

金沢城公園内で開催するイベントについて、企画・運営及び会場設営・管理・撤去を行うこと。

- (1) イベント企画・運営について
 - ・別紙1に示す条件により、ミストシャワーを用いた光(照明等)の演出を行う こと。
 - ・イベントで使用する機材一式は受託者で準備すること。
 - ・ 導線案や機材の配置案については、事前に配置図等を作成し、当実行委員会及び 施設管理者の確認を得た後、確定とする。
 - ・会場内の安全管理等に必要なスタッフを確保すること。
 - ・スタッフ間で共有可能な緊急時の連絡体制や救急体制を含めた実施計画書を策 定すること。また、安全管理に努め、事故等が発生した場合は、受託者の責任に おいて処理するとともに、速やかに当実行委員会に報告すること。
- (2) 会場設営・管理・撤去について
 - ・金沢城公園内の二の丸広場において、ミストシャワーによる演出を行うための 設備等を設置すること。
 - ・設置物や配線等が、来園者の通行や観覧の妨げにならないよう、また、園内の美 観を損ねないように十分に配慮すること。
 - ・設置物は、実施期間中において、常時設置するものとする。ただし、ライトについては、日中の美観や、盗難・破損防止の観点から、毎日撤去すること。
 - ・イベント実施にあたり、実施前に試験実施を行い、設置物の位置やミストシャワーの水量等について当実行委員会及び施設管理者の確認を得ること。配置等に問題がある場合は、修正指示に応じること。なお、試験実施では実施日に配

置等の準備及び当日中の撤去を行うこと。別途、実施日前に、設置及び最終リハーサルを行うこと。試験実施及び最終リハーサルの日程については、当実行委員会と協議の上、決定する。

- ・設置物の撤去については、原則として最終日またはその翌日に速やかに完了する こと。
- ・立ち入り禁止区域や通行にあたり危険と思われる箇所等が生じる場合には、当実 行委員会及び施設管理者と協議の上、プレート等の作成により、注意喚起を行う こと。なお、受託者で準備するプレート等の注意喚起のための対策にかかる費用 は、委託料に含めるものとする。

4 その他

- (1) 受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、再委託先、再委 託期間、再委託する業務内容等について、事前に書面により当実行委員会へ届 出、承認を得ること。
- (2) 印刷物、看板サイン等に使用する素材等において、他者が著作権その他権利を 有するものは使用を避けること。また、これらについて使用する際には、権利者 より事前に2次使用を含めた使用の許可及び事後においても権利の主張を行わ ない旨の許諾を文章で得ておくこと。また、これらの権利等に関して、第三者か ら何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処するものとす る。
- (3) 各項目にかかる具体的な事項については、当実行委員会と十分な打ち合わせを行った上で決定する。
- (4) 受注者は、参加者の安全を最優先として、十分な危機管理体制のもと事業運営 を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事柄については、当実行委員会と受託者の協議のうえ定めること。
- (6)業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること
- (7) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報 の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人 の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又 は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様と する。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確 にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければな らない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その 他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必 要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が 図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために 利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾 を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を 複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、 この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合に は、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により 求めるものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。 ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、 又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従う ものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその 他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、 直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞な く甲に報告しなければならない。

(指示)

- 第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。
- 注1 「甲」は、委託者である加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会、「乙」は受託業者をいう。